

第1回 湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会 会議録(要約)	
開催日時	令和2年11月9日(月) 14:00~15:50
開催場所	湖西市役所 3階 委員会室
出席者	(委員) 5人 片桐委員、菊地委員、藤波委員、間淵委員、湯川委員 (湖西市) 7人 川上環境部長 廃棄物対策課: 山本課長、木下課長代理、井口、藤田、置田、松本
内容	1 市長あいさつ 2 委員委嘱 3 自己紹介 4 委員長、副委員長の選任について 5 諮問「し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬・処分業務のあり方について」 6 協議事項 (1) し尿等収集運搬体制の概要 (2) 湖西市のし尿等収集・運搬・処分の現状 (3) 今後のし尿等収集・運搬・処分業務の見通しと課題 (4) 湖西市の提案 (5) 他市の事例

発言者	発言内容
-----	------

**協議事項**

- (1) し尿等収集運搬体制の概要
- (2) 湖西市のし尿等収集・運搬・処分の現状

事務局 資料1-②~⑧に基づき説明

委員 湖西市の一般財源の持ち出し、単純に許可制になった場合は持ち出しがなくなり受益者負担になるというイメージでよいのか。

事務局 受益者の負担大幅増はないと考えている。現在は委託と許可で使用する車両を完全に分離しているが、委託で行っている業務を許可制へ移行した場合は、同一車両でし尿と浄化槽の収集ができるため、業務効率が上がる。効率が上がれば業者の支出も抑えることができるため、一般財源分すべてが負担になるとは考えていない。

委員 事務の効率化は理解したが、突然車両を減らす業者の負担が大きい。段階的な見直し等の考えはあるのか。

事務局 稼働する車両は市全体で1台もしくは2台減車できる可能性があると考えている。業者の負担となる部分はあるが、対応できない範囲ではないと考えており、段階的な見直しは考えていない。

委員 一般財源の持ち出しが6,000万円、委託から許可への移行による作業効率の向上で6,000万円がすべて吸収できるのか。理屈は理解できるが、車両は売却できな

いのではないか。従業員を解雇するわけにもいかない。吸収するにしても時間がかかる。

事務局 収集車両を減車した場合、減車した車両を汚泥収集の際の水張り専用車両に回すなど、他の用途で使用することで更に業務の効率化を図れば維持可能であると考ええる。

委員 現在の委託料8,100万円は随意契約か競争入札か。

事務局 契約は随意契約で委託している。

委員 随意契約の委託料の積算方法は。

事務局 積算は原価計算方式で、収集量にかかわらず人件費、車両費等必要になる経費を積算している。

委員 許可制に切り替えたとしても受益者から徴収する料金は現在の委託料と同額程度かかるのではないか。

事務局 県内では9割の自治体が許可制で、平成29年度の収集運搬料金の平均は18リットルあたり約226円、湖西市は260円であるので、許可制へ移行しても、料金の上昇は抑えることができると考えている。

委員 最近は気候変動が激しい。災害関係の協定等を設ける必要があるのではないか。自治体によっては数パーセントは直営で残すこともある。直営と許可の違いは小回りがどこまで効くかである。収集料金260円は他自治体と比較しても概ね同じか若干高いくらいで適切と言えるのでこれを基準として今後検討するのが良いと思う。

事務局 災害の協定は許可業者3社と締結してある。

## 協議事項

(3) 今後のし尿等収集・運搬・処分業務の見通しと課題

(4) 湖西市の提案

(5) 他市の事例

事務局 資料1-⑨～⑫に基づき説明

委員 他市の事例で、委託制から許可制へ移行・区域の撤廃により、受益者負担の増減があったかどうかは把握しているか。

事務局 許可制で実施する場合、業者が料金設定をすることとなる。料金の設定に関与している自治体が少ないため把握していない。ただ、料金が著しく上昇して混乱や苦情が生じたという記載はなかったため、料金への影響は少ないと考えている。

委員 資料1-⑫について、処分料金が無料の自治体は156のうちいくつか。

事務局 無料と回答のあった自治体は156のうち121。処分料金が収集運搬費に含まれる自治体は35。委託制の自治体は処分料金込みの料金設定が多い。許可制の自治体は、業者に収集運搬料金を支払うため、処分料金のみ設定しているという回答が多くあった。

委員 今回の市の提案は委託から許可、区域割廃止、処分料金検討の3点。業者からすると影響が大きいと思う。事前に業者からの協議、意向聴取はしているか。

事務局 昨年度は合理化事業について業者と協議を行っており、協議の中で今後の見直しの方向性は伝えている。

委員 今回も審議会の結論を踏まえて業者と協議するということでよいか。

事務局 はい。

委員 合特法で生活排水の処理は最後の1戸が下水道接続するまで行わなければならないとされているが、規模が小さくなれば許可制では対応しきれない。処理責任は市、市の責任を実際に実行するのは業者。最高裁でも業者の経営基盤が継続できない限り責任を全うできない、といわれる。安定的で継続的な経営基盤の確保はどのように考えているか。

事務局 現在の業務量としては、くみ取りが約1,100基、浄化槽は約11,000基存在している。今後の下水道整備は、整備方針の縮小により市全体の95%を下水道整備する計画から市街化区域のみ整備する計画となった。下水道整備が完了し、接続率が100%となった場合、くみ取り基数は現状の1,100基から約500基、浄化槽基数は現状の11,000基から約5,000基程度となる見込みだが、収集運搬業で経営を維持できない業務量まで縮小することはないと考える。なお、下水道転換が見込まれるくみ取りや浄化槽は、合特法に基づく代替業務で業者の経営基盤を支援する。

委員 収集運搬を許可制にすることのメリット。業者の作業が効率化されるとあるが、現在の制度のままで、車両の共有をしてよいことにすれば費用の削減ができるのではないか。

事務局 現状では、委託を継続しながら委託費を削減することは検討していないが、他市の事例のように条例と同額の単価契約で収集量に応じた委託費を支出するのも選択肢の一つとしてはあり得ると考える。

委員 区域割をやめるとどうしても競争がおこる。現在の区域割はA社が大きい、B、C社は小さく、体力差が大きい。完全な競争性にすると3社体制が崩れる気がするがどのように考えているか。

事務局 現在の区域割を維持したまま下水道整備が完了した場合、B社、C社の2社は収集運搬業の維持が難しいと考えている。業務が減る見込みの部分については合理化事業計画で支援するが、業務量が車両が1台未満となった場合の支援ではなく、業務量も市全体で車両1台未満にはならない。仮に現在の区域を維持したまま2社が廃業となり1社だけの体制になると事故等でその1社が営業できない場合に衛生が保持できない状況が起こるため複数社による体制が望ましい。体制維持のために区域の撤廃を行いたい。

委員 3つの考えのどれも業者にとってもラジカル。段階的な実施も検討しているか。

事務局 令和4年度から新たな体制でスタートの予定である。答申後に業者と実務的な調整を行う。調整期間は令和3年度の1年程度を考えている。

委員長 処分料金については令和4年開始ではないという解釈でよいか。

事務局 はい。

委員 市の統括責任について、委託と許可は違う。一般廃棄物は直営が原則であり、例外が委託と許可、許可をするときは処理困難性について考慮する。収集区域、料金の問題もあるため、段階的もありではないか。1本で計画をつくるのではなく、複数案作っておいて比較できるようにするとよい。

区域が全域になると競争が入る。一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業には位置づけられていないという平成26年1月の最高裁判例がある。

処分料金については本来とるべきである。最終処分までの一連の流れを案分して一気にとるというものもある。ただ本来は別々が望ましい。別々で条例設定している自治体もあるので検討を。

事務局 現在業者が所有する車両の数で収集は充足している。平成26年の判例も承知しており、完全な自由競争としないため各社の車両の増車は行わない。当然、新規業者の参入もない。収集運搬料金については上限の設定も検討するが、市が示すとそこに引っ張られてしまう。

委員 資料1-11 3の(1)と(2)の割合の違いについて。

事務局 し尿は最初は市が直営で実施し、許可へ移行した流れが多い。直営であれば市が条例で料金を定めているため、その流れで市が関与しているというパターンが多いと考える。浄化槽汚泥については当初から許可で業者が料金を設定している自治体が多いため、行政の関与が少ないと考える。

委員長 次回以降、事務局に要望等ありましたら発言を。

委員 今回は未来志向の審議とはいえ、競争で自由競争できるとはいつでも縮小傾向の市場なので業者に負担がかかる。業者からの意見も徴取する必要があると考える。

委員 業者の意向聴取を審議会終了後ではなく並行してやるべき。大まかな方向性は示されたが、市が直営でやっていない以上、業者あってこそである。業者の経営基盤の確保が大事。区域割の業者への影響を具体的な数字で示してほしい。

委員長 参考資料について事務局説明を。

事務局 平成29年度の県内の自治体の収集体制と料金の一覧で、県が出している資料からの抜粋。収集運搬体制の直営・委託と記載がない自治体は許可制のみ。料金は18リットルあたりで全体平均は226円、政令市を除いた市の平均は208円となっている。

る。

委員 静岡市の2地区のみ非常に高い金額となっているがなぜか？

事務局 料金設定の根拠までは聞いていない。収集効率の著しく悪い地域を収集する業者や受益者に対して補助を出しているという話もある。

委員長 協議事項は以上。今日は市が考えるし尿・浄化槽事業の見直しの方向性について確認した。第2回はそれらについての課題や論点の整理をしていく。  
以上で本日の協議を終了する。

[午後3時50分 閉会]